

○古物営業の不許可通知書等の様式に関する内規

平成7年10月16日

公安委員会内規第2号

(趣旨)

第1条 この内規は、古物営業法（昭和24年法律第108号。以下「法」という。）の規定に基づく業務を適正に実施するため、古物営業に係る不許可通知書等の様式に関し必要な事項を定めるものとする。

(不許可の通知)

第2条 法第5条第3項の理由を付した書面は、不許可通知書（別記第1号様式）によるものとする。

(管理者の解任勧告)

第3条 法第13条第4項の規定による管理者の解任の勧告は、管理者解任勧告書（別記第2号様式）により行うものとする。

(報告の請求)

第4条 法第22条第3項の規定による報告の請求は、報告請求書（別記第3号様式）により行うものとする。

(行商従業者証等の様式の承認)

第5条 古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号。以下「規則」という。）第12条第1項の承認をしたときは、承認通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

(行商従業者証等の様式の不承認)

第6条 規則第12条第1項の承認をしないときは、不承認通知書（別記第5号様式）により通知するものとする。

(資料の提出要求)

第7条 行商従業者証等の様式の承認に関する規程（平成7年国家公安委員会告示第7号。以下「承認規程」という。）第5条の規定による資料の提出の要求は、資料提出要求書（別記第6号様式）により行うものとする。

附 則

この内規は、平成7年10月18日から施行する。

附 則 （平成17年3月23日公安委員会内規第3号）

この内規は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 （平成17年4月27日公安委員会内規第10号山口県警察の生活安全部門が所管する法令に基づく不利益処分の処分通知書等の様式に関する内規附則2項による改正附則抄）

(施行期日)

1 この内規は、平成17年5月1日から施行する。

附 則 （平成28年3月8日公安委員会内規第3号）

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 （令和元年6月28日公安委員会内規第1号不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係内規の整理等に関する内規6条による改正附則）

この内規は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

別記

第 1 号様式（第 2 条関係）

山 公 委 第		号
年 月		日
不 許 可 通 知 書		
殿		
山 口 県 公 安 委 員 会 印		
年 月 日付けで申請のあった については、 下記の理由により許可をしないので、古物営業法第 5 条第 3 項の規定により 通知する		
記		
(理由)		
(審査請求及び処分の取消しの訴え) この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、山口県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができません。 また、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、山口県を被告（訴訟においては、山口県公安委員会が山口県を代表）として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。 なお、この処分について審査請求をしたときは、これに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

山公委第 号
年 月 日

管 理 者 解 任 勧 告 書

殿

山口県公安委員会

あなたに許可している古物営業に係る 営 業 所
(屋号) の
古物市場

管理者 については、次の理由により管理者として不適當と
認められるので、古物営業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 8 号）第 1 3 条第 4 項の
規定により、解任を勧告する。

記

(理由)

第 号
年 月 日

報 告 請 求 書
殿

警察署長

古物営業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 8 号）第 2 2 条第 3 項の規定により、下記の
とおり報告を求めます。

なお、報告せず、又は虚偽の報告をしたときは、処罰されることがあります。

記

1 報告を求める理由

2 報告を求める事項

3 報告期限

年 月 日

4 報告先

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

第 4 号様式（第 5 条関係）

山公委第		号
年	月	日
承認通知書		
殿		
山口県公安委員会		
年	月	日
行商従業者証		の様式と
標		識
して承認する。		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

第5号様式（第6条関係）

山 公 委 第 号
年 月 日

不 承 認 通 知 書

殿

山口県公安委員会 印

年 月 日付けで申請のあった様式は、下記の理由により

行商従業者証

の様式として承認しないので通知する。

標 識

記

(理由)

(審査請求及び処分の取消しの訴え)

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山口県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

また、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山口県を被告（訴訟においては、山口県公安委員会が山口県を代表）として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

なお、この処分について審査請求をしたときは、これに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第6号様式（第7条関係）

山公委第 号
年 月 日

資 料 提 出 要 求 書

殿

山口県公安委員会

行商従業者証
あなたの 標 識 の作成、交付事業に関し行商従業者証等の様式の承認に関する規程（平成7年国家公安委員会告示第7号）第5条の規定に基づき下記のとおり資料の提出を求めます。

行商従業者証
なお、資料の提出を怠ったときは、 標 識 の様式としての承認が取り消されることがあります。

記

1 提出を求める資料

2 提出を求める理由

3 提出期限

年 月 日

4 提出先

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。